3　法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項（第七号様式にあつては「第一部　証券情報」、第七号の四様式にあつては「第一部　証券情報」及び「第二部　組織再編成（公開買付け）に関する情報」に記載すべき事項を除く。次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該書類に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4　法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　不記載事項（第二項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二　発行者情報と当該事項に相当する外国会社届出書の記載事項との対照表

第十条第一項中「第五条第六項」を「第五条第十項」に、「から第七号まで」を「から第八号まで」に、「）に掲げる」を「）に定める」に改め、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ、ロ及びニ並びに同項第三号の二から第四号までの規定中「掲げる」を「定める」に改め、同項第五号中「有価証券届出書」の下に「（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限る。）」を加え、同号イ及びハ中「掲げる」を「定める」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限る。）

イ　第一号ロ及びハに定める書類

ロ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類

ハ　前号ロに定める書類

第十条第一項第六号中「有価証券届出書」の下に「（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限る。）」を加え、同号イ中「掲げる」を「定める」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類

ハ　第五号ロに定める書類

第十条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限る。）

イ　第一号ロ及びハに定める書類

ロ　第三号ハからヘまでに定める書類

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類

ニ　第五号ロに定める書類

第十条第一項第七号イ及びロ中「掲げる」を「定める」に改め、同項に次の一号を加える。

八　外国会社届出書

イ　第一号ロ及びハに定める書類

ロ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類

ハ　第三号の三ロに定める書類（第八条第一項第五号に掲げる場合に該当する場合に限る。）

ニ　第五号ロに定める書類

第十条第二項を次のように改める。

2　次の各号に掲げる書類には、当該各号に定める翻訳文を付さなければならない。

一　第一項第四号、第五号、第六号及び第七号に定める書類であつて日本語により記載されていないもの　日本語による翻訳文

二　第一項第五号の二、第六号の二及び第八号に定める書類であつて日本語又は英語により記載されていないもの　日本語又は英語による翻訳文

第十一条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十一条の二第二号に次のように加える。

ホ　法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき新株予約権証券を取得し、又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより有価証券を取得した金融商品取引業者等（同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）が行う当該新株予約権証券又は当該有価証券に係る有価証券の売出し

第十一条の二を第十一条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（目論見書の作成を要しない新株予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十一条の五　法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　当該新株予約権証券に関して法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行つた日

二　前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続（法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の提出により当該手続を行つた場合を含む。）を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるもの

三　当該新株予約権証券の発行に関する問合せを受けるための発行者の連絡先

第十一条の次に次の二条を加える。

（外国会社訂正届出書の提出要件）

第十一条の二　法第七条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国において開示をいう。第十七条の八及び第十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正届出書の提出等）

第十一条の三　第九条の七の規定は、届出書提出外国会社が外国会社訂正届出書を提出する場合について準用する。

2　法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一　訂正の対象となる外国会社届出書及びその補足書類の提出日

二　訂正の理由

三　訂正の箇所及びその内容

第十二条第二号に次のように加える。

ホ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

ヘ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、ニに定める事項に相当する事項

第十四条の二第一項中「第十五条第五項（」を「第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十四条の二の二　法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

2　法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。